

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 5 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第29号

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成12年新潟市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第21条に次の1項を加える。

- 4 新型コロナウイルス感染症又はその影響により、第12条第1項第2号又は第3号に掲げる事由に該当する者が保険料（令和4年度3月分の保険料であって、普通徴収の納期限が令和5年4月30日までのものをいう。）の減免を受けようとする場合の申請の期限は、同条第2項の規定にかかわらず、令和5年9月30日とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（新型コロナウイルス感染症による保険料の減免手続の特例についての経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にされている保険料の減免を受けようとする者が第12条第2項の規定により行った申請は、改正後の附則第21条第4項に規定する保険料の減免に該当するものに限り、同項の適用を受けた申請とみなす。